

委託設計書

所属部課名	街づくり部公園緑地課21世紀の森と広場管理事務所						設計年月日	令和8年 1月1日			
部長	審議監	課長	所長	補佐	主幹	主査	係	設計者	設計審査		
委託名称	カシノナガキクイムシ及び倒木対策業務委託										
委託場所	松戸市千駄堀地内										
年度科目	令和 8 年度						委託方法	単価契約			
委託期間	自 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 至 令和 9 年 3 月 31 日										
委託価格	円(単価の合計)										
設計概要	内訳表のとおり										

内訳表

工種	種別	単位	数量	構成比	金額	摘要
	造園工	人/日	1.0	(22.6084%)		第1表参照
	普通作業員	人/日	1.0	(21.1743%)		第2表参照
	軽作業員	人/日	1.0	(14.8473%)		第3表参照
	交通誘導警備員B	人/日	1.0	(14.2567%)		第4表参照
	トラック(普通型)	台/日	1.0	(3.2131%)		第5表参照
	トラック(クレーン装置付)	台/日	1.0	(12.1289%)		第6表参照
	高所作業車	台/日	1.0	(10.4316%)		第7表参照
	チェーンソー	台/日	1.0	(0.6162%)		第8表参照
	草刈機	台/日	1.0	(0.7235%)		第9表参照
小計				(100.0000%)		
	ごみ処理費	kg	1.0		16	
委託価格						(単価の合計)

松戸市

単 価 表

第 1 表 造園工

1人/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 2 表 普通作業員

1人/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 3 表 軽作業員 1人/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽作業員		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 4 表 交通誘導警備員 B 1人/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 B		人	1.0			
諸経費		式	1.0			
計	1人/日 当り					

単 価 表

第 5 表 トラック(普通型)

1台/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラック	1.5t積	日				
軽油	陸上用	L	11.6			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 6 表 トラック(クレーン装置付) 1台/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラック	クレーン装置付(2.9t吊) ベーストラック4.0t積	日				
軽油	陸上用	L	30.5			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 7 表 高所作業車

1台/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高所作業車	トラック型 伸縮ブーム バスケット型 作業床高12.0m	日				
軽油	陸上用	L	18.0			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 8 表 チェーンソー

1台/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
チェーンソー	鋸長350mm	日				
ガソリン	レギュラー	L	2.2			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

単 価 表

第 9 表 草刈機

1台/日 当り

名 称	規 格・寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
草刈機	肩掛け カッター径255mm	日				
ガソリン	レギュラー	L	3.9			
諸経費		式	1.0			
計	1台/日 当り					

カシノナガキクイムシ及び倒木対策業務委託 仕様書

本業務は、本仕様書によるものとする。

1. 委託目的 本業務は、カシノナガキクイムシ被害等により枯死した樹木の枝折れや倒木による事故を未然に防ぐこと、またカシノナガキクイムシ被害の拡大を抑制することを目的に実施する。

2. 委託場所 別紙図面のとおりとする。

3. 作業時間 本委託の作業時間および休憩時間は、原則として以下の通りとするが作業内容等により変更が必要な場合は監督職員と協議の上決定する。

作業時間：土曜日、日曜日および祝日を除く8時から17時まで
休憩時間：12時から13時まで

4. 作業内容

(1) 樹木点検

受託者は、委託者が指定したとき（概ね2か月に1回程度）に21世紀の森と広場内の樹木について調査を実施し、カシノナガキクイムシ被害木や枯損木の本数及び状況を記載した点検報告書を監督職員に提出する。対象木の伐採、処分方法等については、監督職員と協議の上決定する。

(2) 伐採および伐倒

伐採および伐倒を実施する場合は周辺樹木、施設物、架空線等を損傷しないよう注意深く行うこと。又、周囲の植栽等は必要に応じてシートをかぶせる等、保護養生を行うこと。

(3) 樹幹被覆

カシノナガキクイムシの被害を受けているが生存している樹木および、今後被害を受ける可能性が考えられる樹木について、カシノナガキクイムシの穿入および飛翔を抑制するために、地面から高さ約3mまで樹幹に被覆を行う。樹幹被覆を行う樹木は、監督職員と協議の上選定する。被覆材は目合0.4mmメッシュ状のポリエチレン製のシートを使用し、樹木の根元まで隙間のないようにシートで覆う。シートの端部は30cm程度地中に埋め込むこと。なお、被覆材は委託者から支給するものとする。

(4) その他の作業

受託者は、園内管理上必要な作業については、監督職員と協議の上実施すること。

5. 作業実施上の注意

(1) 作業を実施する際は、前日までに監督職員に当日の予定作業内容を報告し、承認を得ること。

(2) 作業当日は、作業開始までに当日の作業予定を記載した作業予定連絡票を管理事務所に提出すること。

(3) 発生材の処分

本委託業務により発生する伐採木等の発生材については、事前に監督職員と処理方法について協議すること。また、処分した発生材の計量伝票（重量記載）の写しを報告書と一緒に提出すること。

(4) 受託者は業務の履行にあたり、関係法令等を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(5) 道路上で伐採等の作業をする場合は、事前に「作業のお知らせ」を作成し、沿線住民に配布すること。また作業日に沿線住民に作業実施のあいさつをすること

6. 安全対策

(1) 受託者は、作業における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。

(2) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管および取り扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。

(3) 作業に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に損害を与える事故が発生したときには、応急措置および二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因および経過、事故による損害の内容等について直ちに管理事務所に報告すること。

(4) 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、通行および保安上の障害とならないよう作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風で周辺に散乱しないように注意すること。

(5) 架空線（電線・通信線等）の影響により作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立会いについて、監督職員に申し出て協議すること。

(6) 受託者は、発生材等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

(7) 近年夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については、特に留意すること。

7. 官公署等への手続き

(1) 作業に必要な関係官公署およびその他の関係機関への届出等は、受託者において、迅速に処理すること。

(2) 官公署等への手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

8. 作業報告

(1) 受託者は、作業終了後、委託者が書式を指定する作業日報を直ちに管理事務所に提出すること。なお、作業日報には、以下の内容を記載すること。

- ・作業人員
- ・作業内容
- ・使用機械
- ・作業時間
- ・作業場所
- ・点検報告（点検を実施した場合）
- ・その他委託者が指定するもの

(2) 受託者は、委託者が書式を指定する当月の作業内容を記載した報告書（作業月報）を遅延なく提出すること。なお、作業月報には、作業実施日ごとに以下の内容を記載する。

- ・作業人員
- ・作業内容
- ・使用機械
- ・作業時間
- ・作業場所
- ・作業写真
- ・点検報告（点検を実施した場合）
- ・発生材処分量（量、内容、搬出先）
- ・その他委託者が指定するもの

(3) 作業月報の作業写真は、当日作業内容がわかるよう作業内容、作業場所毎に以下の内容で撮影すること。

- ・作業前
- ・作業状況（作業人員、作業内容、使用機械等がわかるもの）
- ・作業後
- ・その他委託者が指定するもの

(4) 写真撮影にあたっては、次の項目を記載した小黒板を文字が判別できるよう被写体とともに写しこむこと。

- ・作業日
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・その他

(5) 受託者は、本委託業務完了時に作業内容、実施数量を総括した報告書を提出すること。なお、本委託業務完了前であっても監督職員より報告書の提出を求められた際は、これに従うものとする。

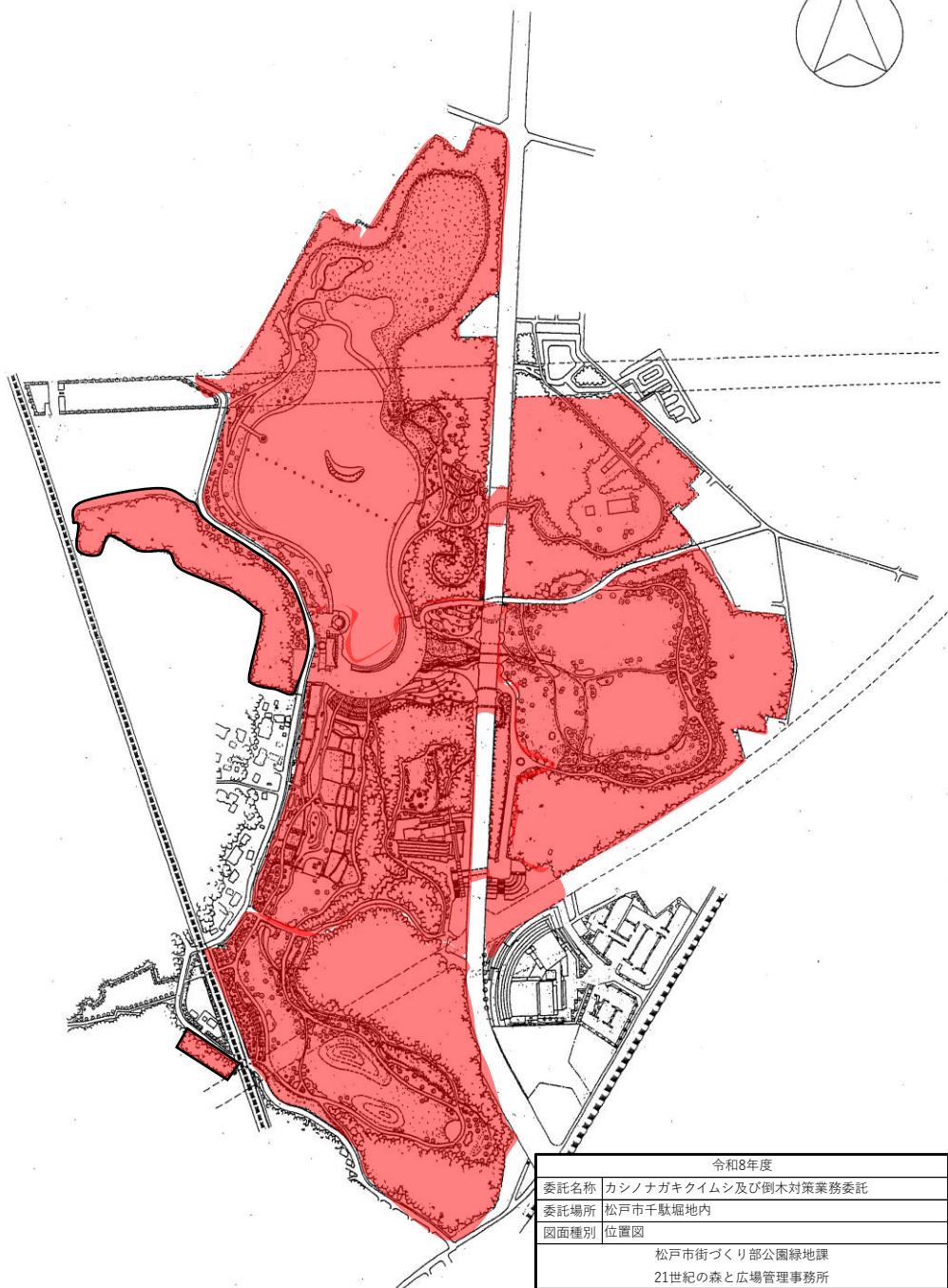
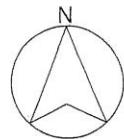
9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には監督職員との協議の上定めるものとする。

(2) 受託者は、業務に関し地元住民等から要望などがあったときまたは、交渉を要するときには、遅滞なく監督職員に報告し、指示を受けること。

(3) 公園管理の都合上、委託場所外での業務が生じた場合、必要に応じて監督職員と協議すること。

位置図



カシノナガキクイムシ及び倒木対策業務委託

標準年間管理計画表

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
調査													
枯死木伐採													
その他													

カシノナガキクイムシ及び倒木対策業務委託

参考予定数量

名称	単位	予定数量
造園工	人/日	50
普通作業員	人/日	50
軽作業員	人/日	40
交通誘導警備員B	人/日	10
トラック(普通型)	台/日	30
トラック(クレーン装置付)	台/日	10
高所作業車	台/日	40
チェーンソー	台/日	80
草刈機	台/日	20
処分費	kg	100